

磁気探査同意書（ 本島・離島地区 ）

申請地（ ）

私は、別添の「磁気探査要望の注意事項」を確認し、上記地番において、
沖縄県が 不発弾等処理事業※ を実施することに同意します。

※調査・探査・発掘の実施

沖縄県知事 殿

令和 年 月 日

※土地所有者本人の署名捺印または委任状が必要です。

● 土地所有者

住所：

電話：（携帯 ）

氏名： 印

● 要望者

住所：

電話：（携帯 ）

氏名： 印

土地所有者との関係：

添付資料（※該当する書類にチェックを入れてください。）

☐ 公図の写し

（不動産登記法第14条第4項に基づく「地図に準ずる図面」）

☐ 土地登記簿の写し（土地の所有者が確認できる全部事項証明書、
現在事項証明書、所有者事項証明書のいずれか）☐ 委任状（代理人が手続きを行う場合）☐ その他（ ）

磁気探査要望の注意事項（要望者への説明事項）

1 本事業について

- ①この事業は、畑や原野など、建築工事などを行わない土地に対して不発弾探査を行う事業です。
- ②不発弾等が埋没している可能性の高い地域、緊急性、各地域のバランス等を考慮し予算の範囲内で実施するため、磁気探査まで時間を要する場合や実施できない場合があります。
- ③不発弾等の調査・探査・発掘工事について、土地所有者及び要望者の同意書が必要となります。

2 磁気探査までのながれについて

- ①要望箇所は、測量土質調査を行った後、期間を空けた後、磁気探査工事を実施します。
測量土質調査、磁気探査（不発弾探査）工事の開始時期、完了時期について確約できません。
- ②不発弾探査はまず、土地の表面の磁気探査を行い、次に50cm毎に探査と掘削を繰り返し、最大で掘削4m（探査5m）まで行います。掘削完了後は、掘削した土砂を利用して埋戻します。
- ③土砂の埋め戻しは土砂投入・均し程度のものなので、住宅建設予定地など土地の強度を確保する必要がある場合は、あらかじめ沖縄県危機管理課までご連絡ください。
- ④磁気探査完了後は土地所有者（または土地所有者から委任を受けた者）立ち会いのうえ、不発弾探査を完了します。その際、完了の同意書の提出をお願いします。

3 本事業で磁気探査ができない場合

- ①要望箇所が100㎡未満の要望や過去に磁気探査事業を実施した箇所は磁気探査できません。
また、土地改良や他事業計画地については磁気探査ができない場合があります。
- ②建築工事や開発行為許可を要するものについては、住宅等開発磁気探査支援事業で受け付けます。
- ③地滑りが予想される箇所や傾斜地[※]は、磁気探査が実施できない場合があります。
※急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、
重機（バックホウ）による安全な施工ができない傾斜地、等
- ④森林区域に指定されている箇所は磁気探査できない場合があります。
※伐採届出などの手続きは所有者または要望者でやって頂くことになります。
※伐採及び伐採殻の処分その他の処分等については、所有者または要望者負担となります。
- ⑤埋蔵文化財が想定される場合は、当該地区市町村との調整・協議が必要となり、探査実施の遅れや中止になる場合があります。
- ⑥岩盤や地下水、その他埋設物等の影響により磁気探査の実施が困難になった場合、一部探査未実施（一部中止）とする場合があります。

4 その他注意事項

- ①樹木やビニールハウスなど構造物がある場合は、撤去した上で要望をお願いします。
- ②当該土地に存在する廃棄物や掘削等で出た廃棄物については、基本的に存置とします。
廃棄物については、土地所有者または要望者の負担により処分をお願いします。